

ID: 5461

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	性能向上計画認定		
法令名 根拠条項	建築物省エネ法第 30 条第 1 項		
法令番号			
【基準】 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等)第1項の規定による			
標準処理期間	35日(東京都の基準に準拠)		
備考			
設定年月日	平成 29 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日